海外旅行渡航手続きについて（情報取得日：2024 年 2 月 15 日現在）

感動のそばに、いつも。

渡航先：アジア

Ⅰ-1.各国への渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

アジア各国へ渡航する際に必要な手続きおよび書面は、次の通りです。

2024 年 2 月 15 日現在、ワクチン接種証明書および陰性の検査結果通知書の提示が必要な国はありません。

渡航国/経由地	ワクチン接種証明書	その他
ウズベキスタン・カザフスタン・タイ・ベトナム・モンゴル・ラオス・香港・マカオ・台湾	不要	不要
インド・インドネシア・カンボジア・シンガポール・スリランカ・ネパール・ブルネイ・韓国・フィリピン・ブータン・マレーシア		必要 （I-2、I-3、I-4、I-5 I-6、I-7、I-8、I-9、 I-10、I-11、I-12 へ）

Ⅰ-2.インドへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① インド入国査証（ビザ）の申請・取得

インドの入国には査証（ビザ）が必要です。当社ではツアーの円滑な遂行のため、アライバルビザ（現地取得）はお断りしております。必ず大使館、または e-Visa にてご出発前の申請・取得をお願いいたします。

また、e-Visa の場合、ご登録いただいたメールアドレスに申請結果が通知されます。ご旅行当日は、印刷した承認書の提示と携帯が必須となりますのでご注意ください。

弊社に査証取得の代行をご希望されるお客様は、ご出発 60 日前までに、ご予約時に選択いただくか、旅物語販売センターまでお申し出ください。

■在日インド大使館：https://www.indembassy-tokyo.gov.in/

Ⅰ-3. インドネシアへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

以下①～②について、日本出国前の航空会社チェックインカウンターで確認が実施されています。

① e-CD(電子税関申告書)の申請

インドネシア入国時に税関にて提示が必要となる「電子税関申告書」は、これまでの書面申請からオンライン申請へ変更となりました。オンライン申請完了後に発行される QR コードを携帯または書面提示できるよう予めご準備ください。（※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です）

■e-CD（電子税関申告書)の申請：https://ecd.beacukai.go.id/ （右記 QR コード参照）

■申告書登録方見本（マイバス インドネシアサイト内）：

https://www.mybus-ap.com/country/indonesia/local-report-detail/1223

② 査証の取得（インドネシア到着時に空港にて取得）

観光目的の場合、現地空港到着時に VOA(到着ビザ、30 日有効)の取得が可能です。帰路航空券、旅券、ビザ料金をご用意ください。（2023 年 6 月 15 日現在、旅券残存：6 か月間以上、ビザ料金： おひとり様 IDR 500,000/現金のみ、お支払いは日本円、米ドル共に可能ですが、おつりはインドネシアルピアになります）

■在日インドネシア大使館：https://kemlu.go.id/tokyo/id/pages/visa/4297/etc-menu

③ バリ島観光税の支払い

2024 年 2 月 14 日よりバリ島へ入島する外国人観光客に対し、外国人観光客徴収金（観光税）の導入が決定いたしました。おひとり様 IDR150,000 の支払いが必要となり、Love Bali(ラブ・バリ)のウェブサイトまたはアプリから支払いを行います。支払い方法は、クレジットカード（Visa、Master Card、American Express、JCB）が利用可能です。バリ島への出発前にオンライン決済をお願いいたします。支払い後に、QR コード付きの「レヴィ・バウチャー」（Levy voucher）という支払証明が「Love Bali」（ラブ・バリ）システムから E メールで送信されます。QR コードをダウンロードして、印刷またはスマートフォンに保存をして提示できるように準備をお願いいたします。

■在デンパサール日本国総領事館：https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00869.html

■Love Bali：https://lovebali.baliprov.go.id/（右記 QR コード参照）

Ⅰ-4. カンボジアへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① カンボジア入国査証（ビザ）の申請・取得

カンボジアの入国には査証（ビザ）が必要です。有効期間は発給日より 3 ヶ月間ですが、パスポートの有効期限がそれ以前の場合は、パスポートの有効期限まで有効です。査証有効期間中にパスポートが変わる場合は、新たに査証の取得が必要です。入国は査証の有効期間中 1 回限りです。

Ⅰ-5. シンガポールへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① 電子入国カード・健康申告書（SG Arrival Card with Electric Health Card）の登録

すべての旅行者はシンガポールに到着する前に電子入国カード・健康申告書を提出する必要があります。到着 3 日前以降に提出が必要です。

■シンガポール入国管理局：https://eservices.ica.gov.sg/sgarrivalcard/（右記 QR コード参照）

https://eservices.ica.gov.sg/sgarrivalcard/

■申請方法見本：https://jtbmybus.files.wordpress.com/2023/02/sg-arrival-card_feb2023.pdf

Ⅰ-6. スリランカへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① スリランカ ETA（電子渡航認証）または査証（ビザ）の申請・取得

スリランカの入国には ETA（電子渡航認証）または査証（ビザ）が必要です。当社ではツアーの円滑な遂行のため、現地取得はお断りしております。必ずスリランカ入国管理局公式ホームページまたは大使館よりご出発前の申請・取得をお願いいたします。

また、ETA（電子渡航認証）の場合、ご登録いただいたメールアドレスに申請結果が通知されます。ご旅行当日は、印刷した承認書の提示と携帯が必須となりますのでご注意ください。

弊社に査証取得の代行をご希望されるお客様は、ご出発 1 ヶ月前までに、ご予約時に選択いただくか、旅物語販売センターまでお申し出ください。

★2024 年 3 月 31 日までにスリランカに到着する観光ビザについては、査証料が免除となりました。ただし、査証の申請・取得自体は引き続き必要となりますのでご注意ください。

■スリランカ入国管理局公式ホームページ：http://www.eta.gov.lk/slvisa/（右記 QR コード参照）

■在スリランカ日本国大使館：https://www.lk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Ⅰ-7. ネパールへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① ネパール入国査証（ビザ）の申請・取得

ネパールの入国には査証（ビザ）が必要です。当社ではツアーの円滑な遂行のため、アライバルビザ（現地取得）はお断りしております。必ず大使館にてご出発前の申請・取得をお願いいたします。

弊社に査証取得の代行をご希望されるお客様は、ご出発 60 日前までに、ご予約時に選択いただくか、旅物語販売センターまでお申し出ください。

■在日ネパール大使館：https://jp.nepalembassy.gov.np/ja/

■上記 HP 内ビザ詳細ページ：
https://jp.nepalembassy.gov.np/ja/https-nepaliport-immigration-gov-np-onlinevisa-mission-application/ （右記 QR コード参照）

Ⅰ-8. ブルネイへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① E-arrival Card の事前登録

ブルネイ移民局は、2023 年 2 月 9 日より、ブルネイへ入国する外国籍者を対象に、E-arrival Card の事前登録を義務付けました。登録には、渡航書または旅券、ブルネイ滞在先の住所、入国に使用するフライト情報、持ち込む現金の情報等の入力が求められます。なお、登録料は無料です。登録する前にアカウントの設定が求められます。

■登録先リンク：https://www.imm.gov.bn/（右記 UR コード参照）

■在ブルネイ日本国大使館：https://www.bn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00405.html

Ⅰ-9. 韓国への渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① K-ETA の取得

2022 年 11 月 1 日より一般観光（C-3-9）査証の取得が不要となり、無査証入国が可能となります。
但し、大韓民国電子旅行許可（K-ETA）の取得が必要です。搭乗 72 時間前までに申請ください。

※2023 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで、一時的に大韓民国電子旅行許可制（K-ETA）適用が免除されることになりました。この期間にご入国される方は K-ETA の取得は不要です。

■駐日本国大韓民国大使館：https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/brd/m_1106/view.do?seq=758537&page=1

■大韓民国電子旅行許可（K-ETA）：https://www.k-eta.go.kr/portal/apply/index.do?locale=JP

Ⅰ-10. フィリピンへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① eTravel の事前登録

フィリピン政府は、2023 年 4 月 15 日より e-Travel への登録を必須とすると発表しました。フィリピンへ渡航される前、もしくはフィリピンから出発される前にご準備をお願いいたします。なお、2023 年 5 月 1 日以降、紙の出入国カードも廃止となりますのでご注意ください。

「eTravel」登録にかかる概要は以下のとおりです。

（1）「eTravel」システムの本格的な導入に伴い、本年 4 月 15 日より、すべての航空機および船舶の乗員および乗客は、「eTravel」への登録が必要となる。

（2）フィリピンに到着する旅行者は、到着予定時刻の 72 時間前から登録することができる。

（3）フィリピンから出発する旅行者は、出国予定時刻の 72 時間前から 3 時間前まで登録することができる。

（4）登録後、出力された QR コードのスクリーンショットを保存、ダウンロード、または印刷の上、航空機等への搭乗前、及びフィリピン出入国時に提示する必要がある。

（5）登録は無料であり、オンライン決済は一切必要ない。登録時に支払いを要求する偽・詐欺サイト、団体には注意する。

■駐フィリピン日本国大使館：https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

■eTravel 登録サイト：https://etravel.gov.ph/（右記 QR コード参照）

■eTravel 登録マニュアル（9 月 26 日付）：

https://mirai.jtb.co.jp/rweb/digital_brochure/image/eTravel_registration.pdf

Ⅰ-11. ブータンへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① ブータン入国査証（ビザ）の申請・取得

ブータンの入国には査証（ビザ）が必要です。ブータンの査証（ビザ）は JTB 一括取得となります。
催行確定後、ご出発 45 日前までに下記必要書類を各発地の販売センターまで郵送をお願いいたします。

【必要書類】

（1）パスポートの顔写真ページのカラーコピー

（2）カラーの証明写真 1 枚　（縦 4.5cm×横 3.5cm）

（3）傷害・疾病をカバーし、英文が併記された海外旅行保険の証券コピー

※補償額の規定はありません。※付保証明書は不可です。

■在ブータン日本国大使館：https://www.in.emb-japan.go.jp/jointad/bt/ja/index.html

Ⅰ-12. マレーシアへの渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① デジタル・アライバル・カード（Digital Arrival Card）の事前登録

2023 年 12 月 1 日より、マレーシアに入国する全ての外国籍旅客に対し、事前にデジタル・アライバル・カードの提出が必須となりました。マレーシア到着 3 日前から登録が可能です。

■登録先リンク：https://imigresen-online.imi.gov.my/mdac/main（右記 QR コード参照）

https://www.imm.gov.bn/

■マレーシア政府観光局：https://www.tourismmalaysia.or.jp/news/news_2023120401.html

（推奨）「たびレジ」の登録

外務省から最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」にご登録ください。

■外務省 HP:　https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm

（推奨）　海外旅行保険への加入

新型コロナウイルス感染症に対する十分な補償が組み込まれた海外旅行保険へのご加入を推奨します。保険にご加入された場合は、保険加入の証明書（保険契約証等）を携行ください。

※ベトナムでは、新型コロナウイルス感染症の治療費補償を含む補償額 1 万 US ドル以上の海外旅行保険への加入が推奨されています。

Ⅱ．日本への帰国に際し、必要な手続き・確認事項など

日本時間令和 5 年 4 月 29 日午前 0 時以降に日本に到着する航空機に搭乗する場合には、有効なワクチン証明書又は出国前検査証明書の提示は不要となりました。但し、海外で新たな感染症が発生した場合には、必要により日本入国時の検疫措置が強化されることがあります。

※日本入国時の水際対策に係る措置は更新される場合があります。必ずご自身で最新情報をご確認ください。

（推奨） Visit Japan Web サービスの登録

入国手続き「検疫」→「入国審査」→「税関申告」をウェブで行うことができるサービスです。

事前に登録することで、日本帰国時の審査や提出を省略することができます。

■「Visit Japan Web サービス」について：https://vjw-lp.digital.go.jp/(デジタル庁)

■水際対策に係わる措置：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html(厚生労働省)

Ⅲ．旅行中の感染防止策について

マスク着用：マスク着用は、お客様のご判断に委ねます。ただし、各施設や交通機関等から着用を求められる場合は、着用していただく場合があります。

（案内）関係省庁からお客様へのご案内

【関係省庁】

■外務省／海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp/

■外務省／各国・地域の入国制限措置・行動規制(外務省)：https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

■厚生労働省／水際対策に係わる措置:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※本書面に記載した注意事項を充分にご確認いただいたうえでお申し込みください。
当社の関与できない事由によりトラブルが生じた場合、当社は責任を負いかねます。
※出入国に伴う情報は頻繁に変更されています。最新情報は必ずご自身でご確認ください。
※海外旅行保険(新型コロナウイルスによる疾病を含む海外旅行中の医療費を全額カバーする保険)のご加入をお勧めします。
※上記は短期観光渡航用の情報となります。業務渡航・長期滞在（留学等）は異なります。